

平成 27 年度 甲種防火管理新規講習案内

消防法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づく防火管理講習を下記のとおり実施します。

1 講習種別

甲種防火管理新規講習のみとします。

2 受講対象者

防火管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のある方。

(1) 防火対象物と防火管理者の資格区分

用途	特定防火対象物		非特定 防火対象物	特定防火対象物 (避難困難者入所 施設を除く)	非特定 防火対象物
	避難困難者 入所施設	左記以外			
建物全体の延べ面積	すべて	300 m ² 以上	500 m ² 以上	300 m ² 未満	500 m ² 未満
建物全体の収容人員	10 人以上	30 人以上	50 人以上	30 人以上	50 人以上
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者	
区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	

(2) テナントの防火管理者の資格区分

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火 対象物の テナント
テナントの 用途	特定用途		非特定 用途	特定用途		非特定 用途	全て
	避難困難者 入所施設	左記以外		避難困難者 入所施設	左記以外		
テナントの 収容人員	10 人以上	30 人以上	50 人以上	10 人未満	30 人未満	50 人未満	全て
	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者			

3 講習日時・会場等

	講習年月日	会場	申込み受付期間	定員
第1回	平成27年 7月9日(木)・10日(金)	鯖江市嚮陽会館 2階大会議室	平成27年 6月15日(月)～6月26日(金)	80名
第2回	平成27年 11月12日(木)・13日(金)	鯖江市嚮陽会館 2階大会議室	平成27年 10月19日(月)～10月30日(金)	80名

4 講習科目及び時間割

甲種防火管理新規講習（一部、別カリキュラムにて実施する場合あり）

	時間	科目
第1日目	8:40～ 9:00 (20分)	受付
	9:00～ 9:10 (10分)	受講案内等
	9:10～10:10 (60分)	防火管理の意義及び制度(1)
	10:20～11:20 (60分)	火気管理(1)
	11:30～12:30 (60分)	施設及び設備の維持管理(1)
	13:30～14:30 (60分)	防火管理に係る訓練及び教育(1)
	14:40～15:40 (60分)	防火管理に係る消防計画(1)
	15:50～16:50 (60分)	防火管理に係る消防計画(2)
	16:50～17:10 (20分)	質疑応答

第 2 日 目	8 : 4 0 ~ 9 : 0 0 (2 0 分)	受付
	9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0 (6 0 分)	防火管理の意義及び制度 (2)
	1 0 : 1 0 ~ 1 1 : 1 0 (6 0 分)	火気管理 (2)
	1 1 : 2 0 ~ 1 2 : 2 0 (6 0 分)	施設及び設備の維持管理 (2)
	1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0 (6 0 分)	設備・施設の操作要領 (実技)
	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 2 0 (4 0 分)	効果測定
	1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 4 0 (2 0 分)	質疑応答
	1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 0 0 (2 0 分)	修了証交付

◎質疑等ない場合、時間を早めますのでご了承ください。

5 受講申請方法

- (1) 受講希望の方は、本部予防課・丹生分署で所定の受講申請書により申請手続きを行ってください。(郵送またはファクシミリでの受付は行っておりません)
- (2) 申請に必要な書類等
 受講申請書 1通
 テキスト代郵便局振込用紙 1式
※申請に必要な書類は本部予防課・丹生分署で配布します。
- (3) 申請受付期間と受付時間
 上記 3 講習日時・会場等内 申込み受付期間の平日、午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、申請期間内において定員80名に達した場合には申込を締め切らせていただきます。

6 受講料

無料です。ただし、講習で使用するテキスト (最新のもの) をお持ちでない方は、後記7のテキスト代が必要となります。

7 使用テキスト

講習では次のテキストを使用します。

防火管理講習テキスト（東京法令出版）(テキスト代 4,050円)

(上記テキストは、講習当日、会場にて配布します)

※ 所定の郵便局振込用紙にてテキスト代を振込んでいただき、払込金受領証（又は払込票兼受領証）を受講申請書裏面に貼付してください。(写し可)

8 修了証の交付

所定科目を受講された方のみ修了証が交付され、新規甲種防火管理者の資格が付与されます。したがって欠講科目（1科目5分以上の遅刻又は途中で退席したとき等）のある方には資格は付与されませんので注意して下さい。

9 その他

- (1) 受講申請後に講習を受けることができなくなった場合でも、テキスト代の返金はありません。(テキストをお渡しします)
- (2) 駐車場は鯖江市嚮陽会館駐車場をご利用下さい。(駐車料金各自負担)
- (3) 受付時に受講者本人であることを証明できるもの(運転免許証等)を提示していただきます。
- (4) 昼食は各自で準備してください。
- (5) 当講習についてお尋ねになりたいことがありましたら、消防本部予防課までお問い合わせください。TEL：0778-54-9112担当 渡邊、藤井

申込み先	住所	電話番号
鯖江・丹生消防組合消防本部 予防課	鯖江市西山町13-22	0778-54-9112
鯖江・丹生消防組合消防署 丹生分署	越前町下河原25-13-1	0778-36-0119